

市民の生命と財産を守る

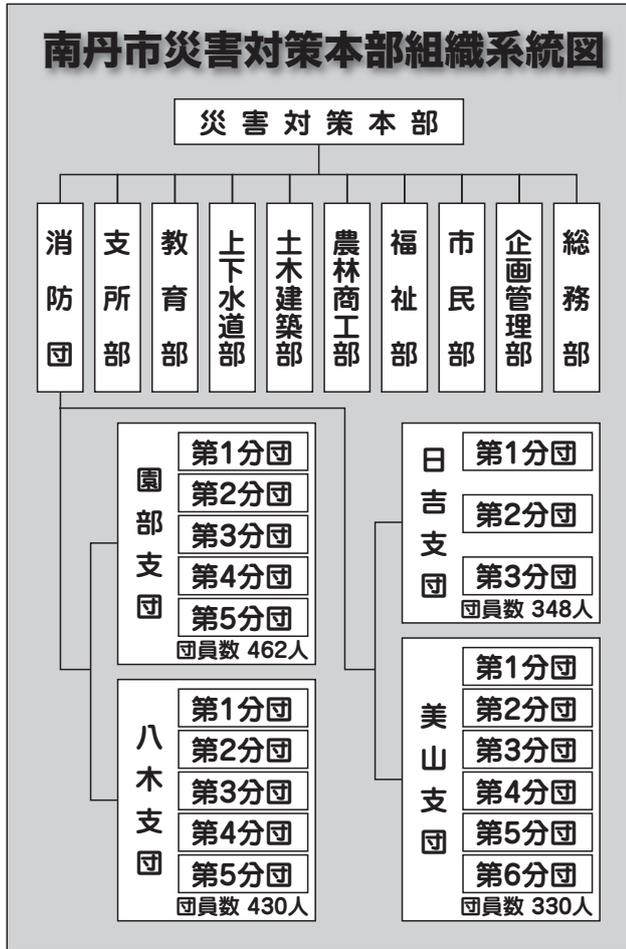
わが国の災害対策は、昭和34年、東海地方に大きな被害をもたらした伊勢湾台風をきっかけに制定された「災害対策基本法」に基づいて行われています。

「自助・共助・公助」の内、市役所や消防署などが担う「公助」として南丹市の防災対策を進める指針となるのが、「南丹市地域防災計画」。災害対策基本法に基づき、平成19年3月に南丹市防災会議に諮って策定しました。

地域防災計画

南丹市防災会議は、南丹市地域防災計画の作成・推進、災害に関

する情報の収集、水防計画の調査審議、災害応急対応にかかわる機関の調整などを目的に、市長を会長とし、京都府・消防・警察・そ



▲平成20年に改定した「南丹市地域防災計画」

災害対策本部の設置

大雨、洪水、暴風などの警報が発せられたときや大規模な地震または火災など、重大な災害が予想されるときは、「南丹市災害対策本部」を設置し、災害に備える体制をとります。

また、「対策本部」の設置に至

のほか地域公共機関の職員を委員として構成しています。

南丹市地域防災計画は、地域防災計画編から成り、それぞれに災害に関する一般計画編と震災対策の予防、応急対策、災害復旧に関する計画を定めています。南丹市の防災対策は、この計画に従って進めています。計画の内容は、毎年、市防災会議に諮り、修正を行います。

知っておこう 緊急地震速報

地震が発生し、強い揺れが始まる数秒前にテレビやラジオでお知らせする気象庁の「緊急地震速報」。震源に近いところでは、間に合わないこともあります。可能な限りすばやく知らせることで、少しでも被害を少なくするための情報です。

「緊急地震速報」を見聞きしたら…

【周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する】

あわてて屋外へ飛び出さず、頭を保護し、机などの下に隠れてください。自動車運転中は、急ブレーキをかけず、ハザードランプを点灯し、ゆっくり停止をしてください。

らない場合でも、注意報などが発令され、被害が発生する恐れがあるときは、「警戒本部」を設置して、情報収集や状況の監視、警戒を行います。